

令和6年南砺市議会定例会
令和6年6月会議
議案 参考資料

【条例 新旧対照表】

令和6年6月会議提出案件参考資料

目 次

条例関係

議案第	60号	南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は 不均一課税に関する条例の一部改正について……………	3
議案第	61号	南砺市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について……………	5
議案第	62号	南砺市国民健康保険税条例の一部改正について……………	7
議案第	63号	南砺市下水道条例の一部改正について……………	12

その他

議案第	64号	富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について……………	15
-----	-----	------------------------------	----

南砺市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(課税免除又は不均一課税の適用範囲)</p> <p>第2条 地方活力向上地域において、法第5条第18項の規定による同条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)の公示の日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「地域再生計画の公示の日」という。)から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定による同条第1項の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、<u>特定業務施設(法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設をいう。)</u>の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)を新設し、又は増設した者(青色申告書を提出する個人又は法人に限る。))について、当該減価償却資産である家屋又は構築物及び償却資</p>	<p>(課税免除又は不均一課税の適用範囲)</p> <p>第2条 地方活力向上地域において、法第5条第18項の規定による同条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)の公示の日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「地域再生計画の公示の日」という。)から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定による同条第1項の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、<u>法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの</u>の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)を新設し、又は増設した者(青色申告書を提出する個人又</p>	<p>法改正に伴う適用期限の延長</p> <p>法改正に伴う適用施設の追加</p>

産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(地域再生計画の公示の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「適用資産」という。)に対して課する固定資産税は、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業にあつては、当該適用資産に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3箇年度は課税免除とし、同項第2号に掲げる事業にあつては、南砺市税条例(平成16年南砺市条例第54号)第62条の規定にかかわらず、当該適用資産に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3箇年度において、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率を適用する。

(略)

2 (略)

は法人に限る。)について、当該減価償却資産である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(地域再生計画の公示の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「適用資産」という。)に対して課する固定資産税は、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業にあつては、当該適用資産に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3箇年度は課税免除とし、同項第2号に掲げる事業にあつては、南砺市税条例(平成16年南砺市条例第54号)第62条の規定にかかわらず、当該適用資産に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3箇年度において、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率を適用する。

(略)

2 (略)

南砺市ひとり親家庭等医療費助成条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者のいずれかの前年の所得(1月から9月までの間に、新たに申請をする場合については、前々年の所得とする。)</u>が児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に規定する額以上である場合は、対象者から除くものとする。</p> <p>(1) <u>ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)</u></p> <p>(2) <u>ひとり親家庭の父若しくは母の配偶者又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第887条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親家庭の父又は母と生計を同じくする者</u></p> <p>(3) <u>養育者の配偶者又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持する者</u></p> <p>3 <u>前項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)及び施行令における児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算の例による。</u></p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>所得制限の撤廃に伴う項の削除</p>

4 第2項の規定は、風水害等の災害により、自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財道具又は施行令第5条に規定する財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたものがある場合において、当該損害を受けた月から翌年の9月30日までの医療費の給付については、当該損害を受けた者に係る当該損害を受けた年の前年の所得に関しては、適用しない。

(資格の認定)

第4条 この条例による医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家族に属する対象者について、あらかじめ市長に申請し、受給資格認定を受けなければならない。

(資格の認定)

第4条 この条例による医療費の助成を受けようとするひとり親家庭の父若しくは母又は養育者は、その家族に属する対象者について、あらかじめ市長に申請し、受給資格認定を受けなければならない。

字句の改正

南砺市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万</p>	<p>賦課限度額の改正</p> <p>同上</p>

円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,850円

(イ) 特定世帯 4,925円

(ウ) 特定継続世帯 7,388円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条

円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,850円

(イ) 特定世帯 4,925円

(ウ) 特定継続世帯 7,388円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条

所得判定基準の
改正

第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
3,850円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援
金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の
区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,00
0円

(イ) 特定世帯 1,500円

(ウ) 特定継続世帯 2,250円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割
額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定す
る世帯主を除く。) 1人について 4,100円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額
1世帯について 2,250円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山
林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにそ
の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同
一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合
にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を
減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)
に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,
000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務
者(前2号に該当する者を除く。)

第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について
3,850円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援
金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の
区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,00
0円

(イ) 特定世帯 1,500円

(ウ) 特定継続世帯 2,250円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割
額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定す
る世帯主を除く。) 1人について 4,100円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額
1世帯について 2,250円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山
林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにそ
の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同
一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合
にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を
減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)
に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,
000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務
者(前2号に該当する者を除く。)

同上

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,100円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,940円
- (イ) 特定世帯 1,970円
- (ウ) 特定継続世帯 2,955円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,540円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円
- (イ) 特定世帯 600円
- (ウ) 特定継続世帯 900円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,100円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,940円
- (イ) 特定世帯 1,970円
- (ウ) 特定継続世帯 2,955円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,540円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円
- (イ) 特定世帯 600円
- (ウ) 特定継続世帯 900円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割

<p>額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,640円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 900円</p>	<p>額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,640円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 900円</p>	
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>	

南砺市下水道条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地並びに第6条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>専属することとなる責任技術者の氏名</u></p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地並びに第6条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>選任することとなる排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)</u>の氏名並びに<u>他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況</u></p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票、<u>在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カードをいう。)</u>又は、<u>特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法</u></p>	<p>責任技術者に係る専属規定の削除等に伴う字句の改正</p> <p>指定工事店の指定申請の添付書類に係る規定の改正</p>

<p>(3) (略)</p> <p>(4) 専属することとなる責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し</p> <p>(5) (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が<u>1人以上専属している者であること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(排水設備工事責任技術者)</p> <p>第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に関し技能を有する者として富山県下水道協会(以下「協会」という。)が実施する責任技術者認定</p>	<p><u>律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。)の写し</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>選任</u>することとなる責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し</p> <p>(5) (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者を<u>選任していること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(責任技術者)</p> <p>第6条の4 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に関し技能を有する者として富山県下水道協会(以下「協会」という。)が実施する責任技術者認定</p>	<p>責任技術者に係る専属規定の削除に伴う字句の改正</p> <p>同上</p>
---	--	--

<p>試験に合格し、<u>下水道排水設備工事責任技術者</u>(以下「<u>責任技術者</u>」という。)として協会に登録された者のうちから、<u>責任技術者を専属させなければならない</u>。し</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム <u>0.5ミリグラム以下</u></p> <p>(6)～(40) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>試験に合格し、<u>責任技術者</u>として協会に登録された者のうちから、<u>責任技術者を選任しなければならない</u>。<u>ただし、富山県内における他の営業所について兼任することを妨げない</u>。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第10条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム <u>0.2ミリグラム以下</u></p> <p>(6)～(40) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>責任技術者に係る専属規定の削除及び兼任を妨げない規定の追加</p> <p>政令の一部改正に伴う除害施設の設置等に係る水質基準の改正</p>
---	--	--

富山県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>別表第1(第4条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し 3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 前各項に掲げる事務に付随する事務 	<p>別表第1(第4条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>資格確認書等</u>の引渡し 3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 前各項に掲げる事務に付随する事務 	<p>被保険者証及び資格証明書の廃止に伴う改正</p>